

春夏秋冬

大阪府と大阪市の成長戦略とまちづくりに関する広域行政について、大阪府に一元化するための条例案を吉村知事、松井市長が2月両議会に提案する。議会の多数があれば施行できる条例で大阪市の権限と財源を府に移譲することは、住民投票で否決された「大阪都構想」を事実的に進めることにはならない。民意を無視した条例制定ではなく、コロナ禍で苦しむ府民や市民生活を応援することこそ急務だ。

条例案は、知事を本部長とする「副首都推進本部会議」を格上げし、大阪府と大阪市の成長戦略とまちづくりに関する広域行政について、大阪府に一元化するための条例案を吉村知事、松井市長が2月両議会に提案する。議会の多数があれば施行できる条例で大阪市の権限と財源を府に移譲することは、住民投票で否決された「大阪都構想」を事実的に進めることにはならない。民意を無視した条例制定ではなく、コロナ禍で苦しむ府民や市民生活を応援することこそ急務だ。

数々の条例が施行されれば、今後、府が大阪市の財源をカシノ万博などの大型開発に投入していくことは明らかだろう。一方で、街づくりや住民サービス、高度医療など暮らしを支えるための政令市としての重要な機能が失われかねない重大な問題だ。

「広域行政一元化」条例 民意無視し一体化推進

19・20年度 第22回 理事会報告 2021年2月13日

【前回理事会以降の主な活動】
・府に対し「『広域行政一元化』条例案の提案準備を止め、新型コロナウイルス感染拡大防止に全力を挙げること」を求める要望書を提出。
・大阪市内4地区は、市に対し「『広域行政一元化』条例案の議会提出を止め新型コロナウイルス感染防止対策に全力を挙げること」を求める要望書を提出。
・大阪府感染対策課から、府が確保したPPE (Personal Protective Equipment) の追加提供の申し入れがあり、協会は、まだ提供されていない会員に順次配布している。
・府が行ったワクチン優先接種に関する事前調査について、会員にファクスで案内。
【重点課題】
・コロナ禍、75歳以上の医療費窓口負担2割化撤回を求める請願署名、2、3月に集中して取り組む。
・歯科診療報酬・介護報酬改善の内容を、会員に周知する。
・「保険でよい歯科医療を」大阪連絡会、全国連絡会は、歯科技工問題を考える国会内集いにWEB参加する。
・オンライン資格確認の問題点を周知する企画の開催を検討



イラスト・辻井タカヒロ

2020年歯科診療報酬改定にかかる改善および2022年歯科診療報酬改定に向けた改善要望③

6. 口腔機能発達不全症の患者に対する「小児口腔機能管理料 (小機能)」の評価を引き上げ、指導、管理、訓練を適正に評価すること。
【要望理由】口腔機能発達不全症の患者に対する小機能は「口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方」(令和2年3月、日本歯科医学会)を参考にすることと通知にあるが、具体的な指導、管理、訓練方法の記載が十分ではない。点数もわずか100点であり、保険導入前から取り組んでいる医療機関からは「指導、訓練の時間や労力に見合わない」との声が多数寄せられており、評価を引き上げるべきである。



CAD/CAM冠の接着方法を解説する峯岸氏(7日、M&Dホール)

大阪市東部・北部地区は7日、「令和3年における『接着歯学』」〜CAD/CAM冠治療において何をすべきかを考えるための知恵」をテーマにM&Dホールで開催した。峯岸史氏(大阪大学大学院歯学研究科歯科補綴学第一教室講師)を講師に26人が参加した。臨床研究から、CAD/CAM冠は「脱離」が... トラブルの原因は多因子であり、決して歯科医師の技術だけが要因ではない。しかし、朗報が一つ。エビデンスは明らかでないが、脱離したCAD/CAM冠を再装着すると長く脱離しない傾向があるようだ。(東成区 宮本浩志)

最新の接着歯学を解説

府へパブコメ 条例の提出撤回を

協会は19日、府が1月25日から募集する「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例(案)の骨子」、所謂「広域行政一元化」条例案に対する意見書を提出した。意見書は、4月からの施行というスケジュールありきの提案について「まともな議論もないまま」「やり方が乱暴すぎる」と指摘。大阪の病床ひっ迫や死者数の高止まりなどの状況をみれば、「コロナ対策に全力をあげるべき」と述べた。また、骨子案は「2度の住民投票で否決された『都構想』そのもの」として、「民意を尊重する」といった開票結果後の知事・大阪市長の発言を自覚し「民意にしっかりと目をむけ」条例の提出をやめるよう求めた。

Table with 2 columns: 2020年度 各地区総会のご案内 and 2021年度 各地区総会のご案内. Lists dates and locations for regional general assemblies.

医院経営 転ばぬ先の法律相談

最近民法が改正されたとお聞きしています。それにより日常の診療や医院運営にどう影響するのでしょうか? 注意すべき点がありますか。(40代男性)

第13回 近年の民法改正で注意すべき点は?

患者・医師・従業員からの請求権 時効期間が延長に

1日以降に治療が行なわれた分に関して、であり、自動的に5年に延長されるわけはありませんのでご注意ください。逆に皆さんが請求される場面です。患者さんが歯科医師を訴える場合の多くは生命・身体への侵害に関連します。そのような場合には通常の場合に比べて訴えることのできる期間が長くなります。不法行為では従来3年だったのが5年(最長20年に及ぶ場合も)になりました。契約上の義務違反を問う場合でも同様に最も長い場合20年になります。そう考えると公法上のカルテの保管義務は5年間ですが、もっと長い期間保管しておく方が良いでしょう。この民法改正に関連して、従業員の未払い賃金請求ができる期間は従前の2年から3年になりました(将来的には5年になります)。従業員の支払いなどではかなりの影響が出てきますのでご注意ください。(弁護士・西晃)